

岡山市
情報セキュリティポリシー
(抜粋版)

平成 25 年 6 月

(最終改定 令和 7 年 10 月 1 日)

岡 山 市

目 次

第1章 情報セキュリティ基本方針	1
1 目的	2
2 定義	2
3 対象とする脅威	3
4 適用範囲	4
5 職員等の遵守義務	4
6 情報セキュリティ対策	4
7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	6
8 情報セキュリティポリシーの見直し	6
9 情報セキュリティ対策基準の策定	6
10 情報セキュリティ実施手順の策定	6

第1章情報セキュリティ基本方針

1 目的

情報セキュリティポリシーは、本市が所掌する情報資産に係る機密性、完全性及び可用性を維持するための対策の基準を定めることにより、市民のプライバシー、財産等を保護するとともに、行政事務の適正な運営に資することを目的とする。

2 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網並びにその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 外部ネットワーク

インターネットや他団体が管理しているネットワークなどの本市が管理していないネットワークの総称をいう。

(3) ウェブサイト

インターネット上に公開された、文字、画像、動画等から成るホームページの集まりをいう。

(4) 庁舎外

本庁舎、分庁舎、保健福祉会館、区役所、支所、地域センター等の建物やその敷地以外の場所で、本市の管理していない場所をいう。

(5) 行政情報

岡山市情報公開条例第2条第2号に規定する「公文書」と同義とし、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、テープ及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作成された記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 図書館その他の施設において一般の利用に供することを目的として管理されているもの

ウ 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

(6) 情報システム

コンピュータ（ハードウェア及びソフトウェア）、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成された、情報処理を行う仕組みをいう。

(7) 情報資産

情報システム及び情報システムで取り扱う行政情報をいう。

(8) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(9) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(10) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(11) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(12) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(13) 情報セキュリティインシデント

不正アクセス、ウイルス感染、ハードウェア・ソフトウェア障害、人為的ミス等により、情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去や情報システムのサービス停止等が発生することをいう。

(14) マイナンバー利用事務系

個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。

(15) LGWAN接続系

LGWANに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう（マイナンバー利用事務系を除く。）。

(16) インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(17) 通信経路の分割

LGWAN接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(18) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) サイバー攻撃をはじめとする部外者の侵入、不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、サービス停止等

- (2) 無許可のハードウェア、ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の偶発的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、水害、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

(1) 行政機関の範囲

本基本方針が適用される行政機関は、市長の事務部局の局室及び区役所、水道局、市場事業部、消防局、議会局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、農業委員会事務局並びに教育委員会事務局とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。ただし、ＩＣカード等に行政情報を記録したものを市民に交付する等により、当該情報資産の管理者が本市でなくなった場合は対象としない。また、岡山市教育情報セキュリティポリシーが対象とする情報資産は対象としない。

ア 情報システム及びこれらに関する設備

イ 情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5 職員等の遵守義務

一般職の職員等（再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を含む）及びアルバイトは、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

上記３の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

本市の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

本市の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。

ア マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。

イ LGWAN接続系においては、情報システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合、無害化通信を実施する。

ウ インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、都道府県及び市区町村のインターネットとの通信を集約する自治体情報セキュリティクラウドに参加する。

(4) 物理的セキュリティ

サーバ、情報システム室、通信回線及び職員が利用するパソコン等の端末並びに情報資産を取り扱うその他の設備及び機器の管理について、物理的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、システムの開発・導入・保守、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報セキュリティインシデントが発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応手順を策定する。

(8) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合、運用手順を定めるとともに、発信できる情報を規定し、利用するサービスアカウントごとの責任者を定める。

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合又は情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要となった場合、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティポリシーを見直す。

9 情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

10 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティに関する対策の具体的な実施手順は、情報セキュリティポリシーで定める情報セキュリティ対策基準に基づき、全庁共通の実施手順及び情報システムごとの実施手順としてそれぞれ策定し、必要に応じて見直しを行うものとする。全庁共通の実施手順は、情報セキュリティを統括する課において、また、情報システムごとの実施手順は該当の情報システムを所管する課及びこれらに相当する組織において管理するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市において情報セキュリティインシデントを誘発する可能性があり、また、行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

附 則

この基本方針は、平成25年6月1日から施行する。

この基本方針は、平成26年10月1日から施行する。

この基本方針は、平成28年3月1日から施行する。

この基本方針は、平成31年4月1日から施行する。

この基本方針は、令和3年4月1日から施行する。

この基本方針は、令和5年4月1日から施行する。

この基本方針は、令和7年10月1日から施行する。

